

東京医科歯科大学における履修証明プログラムに関する規則

〔平成22年1月6日〕
規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

（履修証明プログラムの編成）

第2条 履修証明プログラムは、本学の学生以外の者を対象とした体系的な知識・技術等の習得を目指した課程とする。

- 2 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部（以下「授業科目等」という。）により体系的に編成するものとする。
- 3 履修証明プログラムの総時間数は、60時間以上とする。

（履修証明プログラムの開設）

第3条 履修証明プログラムは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）に定める部局及びセンター（以下「部局等」という。）が開設することができる。

（履修資格）

第4条 履修証明プログラムの履修資格は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）第11条又は東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）第25条に規定する本学に入学する資格を有する者のうちから、履修証明プログラムを開設する部局等（以下「開設部局等」という。）において定めるものとする。

（担当教員）

第5条 履修証明プログラムにおける授業科目等を担当する者は、本学の教員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学が必要と認める場合は、授業科目等の一部を前項に規定する者以外の者に委嘱することができる。

（履修証明プログラムの届出及び公表）

第6条 開設部局等の長は、当該開設部局等の教授会、又は研究科委員会等の議を経て、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制、受講料その他学長が必要と認める事項をあらかじめ学長に届出なければならない。

- 2 開設部局等の長は、届け出後に前項に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を学長に届出なければならない。
- 3 学長は、前2項の届出があったときは、第1項に掲げる事項を公表するものとする。

（履修の許可）

第7条 履修証明プログラムの履修の許可は、開設部局等の教授会又は研究科委員会等の

議を経て開設部局等の長が行う。

(受講料)

第8条 履修証明プログラムの受講料は、別に定めるところによる。

(記録の作成と管理)

第9条 開設部局等は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

(履修証明書の交付)

第10条 履修証明プログラムを修了した者に、修了の事実を証明する証明書(以下「履修証明書」という。)を交付するものとする。

2 履修証明書の様式は別紙様式のとおりとする。

(実施体制の整備)

第11条 開設部局等は、履修プログラムの編成及び履修証明プログラムの課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、開設部局等の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第24号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式（第10条関係）

第 号

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記のプログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

平成 年 月 日

開設部局等の長 印